

「特定商取引に関する法律」に係る行政処分（平成26年度）

「特定商取引に関する法律」は、訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律である。

1 法律の対象となっている取引類型（7類型）

- ・訪問販売
- ・電話勧誘販売
- ・通信販売
- ・特定継続的役務提供
- ・連鎖販売取引
- ・業務提供誘引販売取引
- ・訪問購入

2 法律の内容

① 行政規制

被害拡大防止のためルールが設けられ、法違反に対しては、指示命令、業務停止命令といった行政処分又は罰則の適用がある。

- ・氏名等の明示の義務づけ
- ・不当な勧誘行為の禁止
- ・広告規制
- ・書面交付義務
- ・告知義務

② 民事ルール

行政規制とは別に、消費者自らが自力救済を図るために、消費者による契約の解除などの民事ルールが設けられている。

- ・クーリング・オフ
- ・中途解約／過量販売解除

3 行政処分について

平成26年度中の行政処分については、1月14日現在、全国で69件（国29件、都道府県40件）が実施されている。県域をまたがる広域的な違反行為については国が処分を行い、都道府県域内での違反行為については各都道府県が処分を行っている。

本年度中に本県が実施した行政処分は次の1件である。

- ① 事業者名等 有限会社オールラウンド こと 題府 晓生（岡山市北区津島京町）
- ② 処 分 日 平成26年8月12日
- ③ 処分内容 業務停止命令（6か月間）
- ④ 取引内容 墓改修工事、墓碑への戒名彫り等の訪問販売
- ⑤ 違反内容
 - ・訪問販売の際、架空の会社名及び役職、偽名を名乗った。（氏名等不明示）
 - ・契約の際、法定事項を記載した書面の交付を行わなかった。（書面不交付）
 - ・勧誘の際、会社の代表者であると不実のことを言い、消費者の判断に影響を及ぼした。（不実告知）
 - ・契約締結後、債務を履行しなかった。また、契約解除後、受領済代金の返還を行わなかった。（債務不履行）
- ⑥ 被 害 額 平成25年2月～平成26年4月まで、5者（平均68歳）
総額99万円